令和３年度　公文書開示状況（２月決定分）　主税局

様式２－１

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R4.1.19	R4.2.1	（１）平成14年度東京都税制調査会第１回小委員会議事録 （２）平成14年度東京都税制調査会第２回小委員会議事録 （３）平成14年度東京都税制調査会第４回小委員会議事録	84	1															主税局税制部税制調査課
2	R4.1.19	R4.2.1	東京都（港湾局を除く）が検討したＩＲ・カジノ税収予測にかかわる調査報告書と提言、資料など全て					1											東京都（港湾局を除く）が検討したＩＲ・カジノ税収予測にかかわる調査報告書と提言、資料は東京都主税局では作成及び取得しておらず、存在しないため。	主税局税制部税制課
3	R3.11.18	R4.2.7	固定資産税・都市計画税に係わる処理経過一資料						1		1	1			1				当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、賦課徴収及び滞納に係る情報を公にすることとなるため	主税局品川都税事務所徴収課
4	R3.11.18	R4.2.8	固定資産・都市計画税に係わる処理経過一覧資料						1		1	1			1				当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、賦課徴収及び滞納に係る情報を公にすることとなるため	主税局品川都税事務所固定資産税課
5	R4.1.26	R4.2.15	令和２年度に東京都に申告した〇〇（法人番号〇〇、住所〇〇）の法人事業税・法人都民税の確定申告書（10法人分）				1					1			1				（７条３号）税額等の申告書の内容は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （７条６号）税額等の申告書の内容は、法人事業税・法人都民税の賦課徴収業務で用いられる情報であり、公にすることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な申告に協力を得られなくなるおそれがあり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の運営に支障をきたすため。	渋谷都税事務所事業税課
6	R4.1.27	R4.2.21	令和３基準年度評価替えにおける標準宅地の不動産鑑定評価実施のための業務委託及び平成30基準年度評価替えにおける標準宅地の不動産鑑定評価実施のための業務委託に係る以下の文書 ・仕様書 ・鑑定評価業務委託実施要領 ・標準宅地地点数及び評価員数 ・特命理由書	28	1															主税局資産税部固定資産評価課
7	R4.1.27	R4.2.21	令和３基準年度評価替えにおける標準宅地の不動産鑑定評価実施のための業務委託及び平成30基準年度評価替えにおける標準宅地の不動産鑑定評価実施のための業務委託に係る以下の文書 ・委託契約書（単価） ・見積書	20		1						1	1		1				東京都情報公開条例第７条第３号に該当 請求書の情報とあわせることで、受託者及び事業を営む個人の報酬額を特定でき、公にすることで、当該法人等及び事業を営む個人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 東京都情報公開条例第７条第４号に該当 偽造された場合に、当該受託者の財産などを脅かす恐れがあると認められるため。 東京都情報公開条例第７条第６号に該当 受託者が独自に算出した価格情報であり、公にすることで、受託者の東京都に対する信頼が損なわれ、後年度における同委託業務の執行が困難となり、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局資産税部固定資産評価課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
8	R4.1.27	R4.2.21	令和３基準年度評価替えにおける標準宅地の不動産鑑定評価実施のための業務委託及び平成30基準年度評価替えにおける標準宅地の不動産鑑定評価実施のための業務委託に係る以下の文書 ・積算根拠資料 ・内訳書					1											当該公文書は、東京都が作成するものではなく、また、契約手続上、受託者が東京都へ提出をする定めがないため、保有していない。	主税局資産税部固定資産評価課
9	R4.2.7	R4.2.28	千代田都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に、千代田都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額 ⑥決算期　⑦業種	55	1															主税局千代田都税事務所法人事業税課
10	R4.2.7	R4.2.28	中央都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に、中央都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額 ⑥決算期　⑦業種	69	1															主税局中央都税事務所法人事業税課
11	R4.2.7	R4.2.28	港都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、 令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に、港都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額 ⑥決算期　⑦業種	83	1															主税局港都税事務所法人事業税課
12	R4.2.7	R4.2.28	新宿都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に、新宿都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額 ⑥決算期　⑦業種	52	1															主税局新宿都税事務所法人事業税課
13	R4.2.7	R4.2.28	台東都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に、台東都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額 ⑥決算期　⑦業種	27	1															主税局台東都税事務所事業税課
14	R4.2.7	R4.2.28	品川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に、品川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額 ⑥決算期　⑦業種	29	1															主税局品川都税事務所事業税課
15	R4.2.7	R4.2.28	渋谷都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に、渋谷都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額 ⑥決算期　⑦業種	102	1															主税局渋谷都税事務所事業税課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
16	R4.2.7	R4.2.28	豊島都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に、豊島都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額 ⑥決算期　⑦業種	36	1															主税局豊島都税事務所事業税課
17	R4.2.7	R4.2.28	荒川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に、荒川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額 ⑥決算期　⑦業種	23	1															主税局荒川都税事務所事業税課
18	R4.2.7	R4.2.28	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に、八王子都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額 ⑥決算期　⑦業種	21	1															主税局八王子都税事務所事業税課
19	R4.2.7	R4.2.28	立川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額 ⑥決算期　⑦業種	31	1															主税局立川都税事務所事業税課
20	R4.2.21	R4.2.28	東京地方裁判所令和３年　〇〇号損害賠償請求事件について東京都と弁護士の委任契約書の写し 都の職員である弁護士が引き受ける場合もあると聞くが、その場合は、委任契約書の他、その弁護士の雇用期間、年収					1											本訴訟において、東京都知事は地方自治法第153条第１項に基づいて補助機関の職員を指定代理人として委任しており、弁護士との委任契約を行っていない。そのため、弁護士との委任契約書等について作成しておらず、実施機関には対象文書が存在しない。	主税局資産税部計画課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。